

公布された条例のあらまし

◇奈良県事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例

1 条文の整備

宅地造成等規制法等の改正に伴い、次の条例について、同法等の条項を引用する条文の整備を行うこととした。

- (1) 奈良県事務処理の特例に関する条例
- (2) 奈良県手数料条例
- (3) 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例
- (4) 大和川流域における総合治水の推進に関する条例
- (5) 建築基準法施行条例

2 施行期日

令和五年五月二十六日から施行することとした。